

# 韓国における二重言語教育政策にかんする研究

## Bilingual Education in Korea

川本綾 (大阪市立大学)

Kawamoto Aya (Osaka City University)

キーワード：二重言語政策 多文化家族 母語教育 移民の言語・文化的権利

### 1. 研究の背景と目的

韓国では、国際結婚移住女性の増加に伴い、2000年代後半より、国際結婚移住女性およびその子どもたちを中心とする移民の社会統合が課題となってきた。韓国籍保有者と外国出身者との間に子どもがいるいわゆる「多文化家族」は年々増加の一途をたどり、2015年現在、満18歳以下の「多文化家族」の子どもが、約20万7千人いるが、そのうち約80%が11歳以下の低年齢層に集中している（女性家族部、2016）。しかし、日本同様「単一民族意識」が強く、またホスト社会への同化圧力も強い韓国社会で、主流とは異なる文化的・言語的アイデンティティを持つ女性や子どもたちが適応していくのは容易ではない。そんななか、乳幼児や学齢期の子どもたちを対象に、韓国語のみならず、外国出身の親の言語や文化の習得をも支援する二重言語政策が始まった。本報告では、韓国が移民政策の一環として二重言語教育政策に踏み切った背景を整理し、現在までの政策的効果及び課題について考察することを目的とする。

### 2. 研究の方法と対象

本研究にあたり、二重言語教育政策に関する政策文書及び先行研究等関連文献の検討に加え、2017年2月から3月にかけて、ソウル市教育庁等、行政関連部署の担当者、政策立案及び事業評価にかかわった研究者等へのインタビュー調査を実施した。また、二重言語教育の実践例として、現在全校生徒の約6割が「多文化家族」または外国人の子どもで、昨年度より多文化教育のモデル校に指定されたソウル市内T小学校を訪問し、教育現場での状況について話を聞いた。

本報告で扱う二重言語教育政策とは、教育部（日本の省に当たる政府機関）および女性家族部で実施されている政策を指す。教育部では、2009年に、教育部がソウル市教育庁をモデル教育庁に選定し、ソウル教育大学と連携して「多文化家庭子女のための二重言語教授要員養成課程」を開発した。このプログラムによって養成された講師が2009年から全国の小中高の拠点校に派遣されている。また、2012年には「多文化学生教育先進化方案」を発表し、「多文化家庭」の子どもと一般の韓国の子どもが共に学ぶ二重言語教育の強化推進計画が打ち出された。

一方、女性家族部は、2009年に施行された「お母さんの国の言葉習得支援のための言語英才教室（2011年に「言語英才教室」に改称）」を皮切りに、全国に設置されている多文化家族支援センターを中心に二重言語教育政策を推進してきた。2014年に教育部と女性家族部の二重言語教育政策の事業重複が指摘されてからは、教育部事業は「多文化相互理解（어울림）教育」に、女性家族部事業は「二重言語家族環境造成事業」に改称し、それぞれ事業を実施している。このうち、教育部の事業が、二重言語教育を、学校内で外国出身の親を持つ生徒のみならず、韓国人生徒も含めたすべての生徒を対象とした、多文化理解教育およびグローバル人材育成の一環として実施しているの比べ、女性家族部の事業は、「多文化家族」の未就学児および外国出身の母親、その家族を対象とし、家庭内で外国出身の親が子どもに自然に母語を話し、育てる環境を形成することを目的に掲げているのが特徴である。

### 3. 考察

韓国政府が二重言語政策に乗り出した背景は、次の二点に集約される。まず、「多文化家族」であるがゆえに生じる子どもたちの不適応である。これまで、主に国際結婚移住女性が多数を占める外国出身の親の言語的・

文化的な特殊性が、本人や子どもの韓国社会への適応を妨げる要因になると考えられ、子どもたちへ母語で話すことが家庭内でも抑制された。この結果、子どもが成長するにつれて母子間でコミュニケーションに問題が生じたり、学校でも差別や偏見、いじめなどを受け、問題行動や情緒障害を引き起こしたり、外国出身の親や自分自身、韓国社会に対しても否定的な感情を抱いたりするなど、移民の社会統合という側面で深刻な課題を抱えていることが次第に顕在化した。二点目は、「多文化家族」が持っている言語や文化が資源として認識されるようになったことである。経済や社会のグローバル化に対応する人材育成の一環として、移民の持つ言語・文化的資源を活用する二重言語教育に注目が集まるようになったのだ。この二つの脈絡が政策的介入を促す要因となったといえる。

韓国の二重言語教育政策は、本格的に始動してからまだ日が浅いため、今後の展開については未知数だが、事業成果の分析にかかわる研究報告（女性家族部、2013、女性家族部・韓国健康家庭振興院、2016）および関係者へのインタビューから、現段階での政策的効果及び課題を確認することができた。まず特筆すべきは、子どもたちと外国出身の母自身の変化である。差別や偏見のなかで外国に連なる出自を隠していた子どもが、母の母語や文化を習うことで、外国出身の母親や自らの家庭環境に対し、肯定的な感情を抱くようになった。また母親も、子どもが親の母語を学ぶことの必要性や、子どもに母語を継承する方法について学び、子育てについて自信を持つようになった。一方学校では、校内で二重言語講師に接することで、韓国人の学生が多文化について関心を持ち、理解を深めるようになった。また、女性家族部の事業では、韓国人の配偶者や義父母も共に二重言語教育の必要性に関する講義を受けるため、母親が自由に母語で子どもに接すること、子どもが二つの言語を習得することの価値が家庭内でも少しずつ認められるようになった。つまり、二重言語教育を通して、移民の子どもたちが二つの言語や文化を学ぶという学習効果に加え、移民当事者やその子どもたちの自信の回復、周囲の人々の意識の変化等の相乗効果もまた認められるのである。

一方、政策的課題としては次の点が挙げられる。一つ目は講師の雇用をはじめ、事業運営が不安定な点である。政権交代等によって政策の重点項目が変化すると、持続的予算の確保と事業の展開が難しい。これは、二重言語教育の目的が、移民当事者の権利というよりは、移民の社会統合とグローバル人材の育成など、国家的な成長戦略に重点が置かれている点にも原因があるように思われる。国連の「児童の権利に関する条約」でもうたわれているように、子どもたちの父母の言語及び価値観を尊重し、育成することは、社会が担う責任である。国家の目的に関係なく、移民の言語・文化的権利の保障という立場から政策立案がなされ、法制化される必要があるだろう。二つ目は現場のニーズと行政支援との不整合である。多文化家族支援センターで実施している事業の場合、子どもの対象者が未就学児に制限されているため、せっかく乳幼児期に母の母語に興味を持っても、小学校に入学すると忘れてしまい、体系的な学習効果が望めない。また、たとえばT小学校のような外国人の集住地域では、「多文化家族」あるいは外国人家庭の子どもが次年度どれだけ入学するかも全く予測ができないため、前年度に次年度の支援要請をしなければならぬ二重言語講師の派遣などは、申請時と運用時に時差が生じ、現実に即した支援が受けられるとは限らないという。今後は、教育部と女性家族部等、行政機関および民間支援団体間の連携体制の構築が必須となるであろう。

しかしながら、今後の展開を慎重に見極めなければならないとはいえ、同じように移民に対する同化圧力が強く、移民の子どもたちの不適応という問題を抱えながらも、根本的な解決策を見出すことができないでいる日本にとって、韓国の二重言語教育政策が移民当事者やその子どもたちに示した効果は、示唆に富むものであるといえる。

#### < 参考文献 >

여성가족부 (2013) 『이중언어교육 실태 및 개선방안 연구』 (女性家族部 (2013) 『二重言語教育の実態及び改善方案にかんする研究』)

여성가족부・한국건강가정진흥원 (2016) 『다문화가족 이중언어 환경조성사업 성과 연구』 (女性家族部・韓国健康家庭振興院 (2016) 『多文化家族の二重言語環境造成事業にかんする成果研究』)